

令和5年度 松山市立みどり小学校いじめ防止基本方針

平成27年 4月 8日策定

令和5年 5月15日改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、みどり小学校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、生徒指導主事、生徒指導部会
教務主任、学年主任、養護教諭

【家庭・地域等】

PTA、学校評議員
公民館 等
(スクールカウンセラー)

【外部専門家】

支援センター
弁護士
警察署
総合相談センター 等
(スクールカウンセラー)

【関係機関】

松山市教育委員会
総合福祉センター
医療機関
警察
教育支援センター
総合相談センター 等

【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ対応アクションプラン(改訂版)」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 人権教育の充実と、互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。各教科の年間指導計画に、いじめの防止の視点を盛り込むとともに、思考力・判断力を育成する。
- ④ 道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図る。
- ⑤ 互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることのできる学級経営の充実を図る。
- ⑥ 情報モラルに関する指導を計画的・系統的に行う。
- ⑦ 児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童が自主的に取り組む活動を計画する。「松山市小中学生による子どもから広がる〇ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図り、児童自らが自校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑧ 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会(いじめ防止対策委員会)を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑨ 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。
- ⑩ 毎月の「いじめ〇の日」を活用し、児童が互いのよさを認め合い、学校全体の支持的風土を醸

【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	いじめ防止対策委員会	年度始いじめ防止対策委員会(含保護者・地域等)・・・学校いじめ防止基本方針の策定、修正					
		① 生徒指導に関する校内研修 ・教育相談週間→個別懇談 携帯電話に関する安全教室	健全育成会	生活アンケート	児童会活動 特別活動	縦割りの班活動	人権・道徳教育の 充実
		② いじめに関する校内研修 人権参観日・人権集会 ・教育相談週間→個別懇談	地区懇談会				
		③ 生徒指導に関する校内研修 ・教育相談週間	健全育成会				
		年度末いじめ防止対策委員会(含保護者・地域等)・・・学校いじめ防止基本方針の検証					
二 学 期							
三 学 期							

【早期発見】

- ① 児童の些細な変化に気付いた場合、速やかに情報を共有し対応する。学年会、生徒指導部会、職員会議等でも情報を共有し、学校全体での共通理解を図る。
- ② 定期的に（毎月）学校生活アンケートを家庭で記入し、保護者に見てもらうことで、家庭と連携しながら児童の変容にいち早く気付くよう努める。また、個別面談、生活ノートの活用等により、きめ細かな実態把握に努める。
- ③ 教育相談週間を設け、児童の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラーなどの専門家の活用を図る。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」や「先生あのねBOX」を運用し、周囲の目を気にして教師に直接相談をもちかけられない児童やいじめを発見した第三者からの通報などを通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 「SOS の出し方に関する教育」を推進するとともに、学校以外の相談窓口（「松山市子ども総合相談」等）について周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的に対応
教職員は一人で抱え込まず、管理職、生徒指導主事、学年主任等に相談し、初期段階から複数で対応する。また、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた児童又はその保護者への支援
いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。そして、いじめ解消の状態に至った場合においても、再発の可能性があることを十分に認識し、組織的、継続的に児童の日常の様子を注意深く観察する。
- ④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で、加害児童の成長支援の観点から踏まえた特別の指導計画（出席停止も含めた上で立てる）ほか、警察官等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめの実態調査
アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ 集団への働きかけと継続的な指導
「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。集団に対していじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ インターネット上へのいじめへの対応
教職員研修、保護者への啓発、児童生徒への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。インターネット上の不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡するとともに、直ちに削除をする措置をとる。
- ⑧ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがある時は直ちに所轄警察署に相談し適切に援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やそ

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○ 児童の立場に立って真剣に話を聞き、児童の寂しさやストレスに気付きましょう。 ○ 様子が変わったと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○ けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○ 携帯電話やインターネットの扱いについて、きまりやモラルについて話し、「いじめる側」「いじめられる側」にならないよう話をしましょう。
地域に求めること	○ 地域の児童を温かく見守り、児童に声をかけましょう。 ○ いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○ 地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。 ○ 児童は、「地域の宝」です。地域の児童にとっての安らぎの場としましょう。